

あま市男女共同参画プラン

概要版

個性を認め 思いやる心を持ち
男女がともに輝けるまち



あ ま 市

男女共同参画社会とは？

男女が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分発揮できる社会が男女共同参画社会です。

男女共同参画社会基本法には、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。

なぜ今、男女共同参画社会の実現が必要？

我が国では、総人口が減少し始め、少子高齢化の進行、国内経済活動の成熟化と国際化、家族形態の多様化等、急速に環境が変化しています。このため、今後、地域の活力を高め、時代の変化に対応していくためには、性別や年齢に関わらず、一人ひとりがその個性と能力を発揮できる社会、すなわち男女共同参画社会の実現が必要とされているのです。

こんなまちをつかっていきましょう！



家庭 では

家事や育児は女性の仕事と決めつけていませんか？

性別に関わりなく、家事、育児、介護などを家族全員で役割分担し、助け合いましょう。



学校 では

男女に関係なく、子ども一人ひとりの個性や可能性に合わせて教育や進路の決定を行っていますか？

子どもたちが、性別に関わらず、やりたいこと、希望する進路に進めるよう見守っていきましょう。



地域 では

町内会長は男性のみなのに、実際の地域の活動は女性が多いという状況はありますか？

男女に関わらず、世代を超えて地域の活動に積極的に参加しましょう。

地域の活動を通して、地域の人間関係ができ、地域への責任と愛着も育ち、地域の活性化にもつながります。



職場 では

雇用において、性別で異なる扱いをしていませんか？

女性も男性も、その能力を十分に発揮できる活き活きとした、働きやすい魅力的な職場にしていきましょう。

また、女性も男性も仕事と家庭、地域活動などとのバランスの取れた生活を送ることが大切です。



あま市男女共同参画プラン



☆ 基本理念

あま市においては、あま市男女共同参画推進条例の5つの理念に基づき

**「個性を認め 思いやる心を持ち
男女がともに輝けるまち」**

を目指します。

あま市男女共同参画推進条例での基本理念

①男女の人権の尊重

男女が互いの人権を尊重し、差別的取扱いを受けることなく、自立した個人として能力を発揮できる機会が確保されること。

②社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な性別役割分担意識に基づく社会制度や慣行によって、男女がその活動の選択を阻害されることのないように配慮されること。

③あらゆる分野における方針の立案決定への参画

男女が社会の対等な構成員として、様々な場面において方針の立案や決定に対等に参画する機会が確保されること。

④家庭生活における活動とそれ以外の活動との両立

社会支援の下に、男女が互いに協力し家庭生活と社会生活のバランスがとれるよう配慮されること。

⑤国際的視野の下での取組

国際社会の取組も踏まえて男女共同参画社会の実現に取り組むこと。

☆ 計画の性格

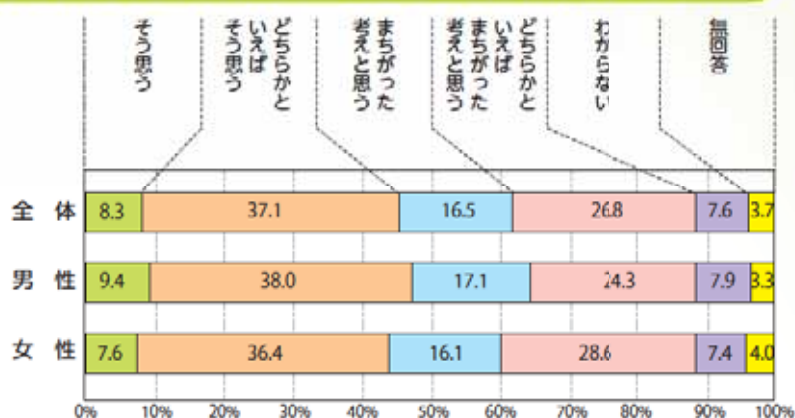
この計画は、国の「第3次男女共同参画基本計画」をはじめ、他の関連計画との整合性及び連携を図りながら、市の特性や現状を踏まえて策定しています。

☆ 計画の期間

この計画は、2012年度から2021年度までの10年間の計画とし、中間年の2016年度に見直しを行います。その他にも、社会状況などに応じて必要な見直しを行うこととします。

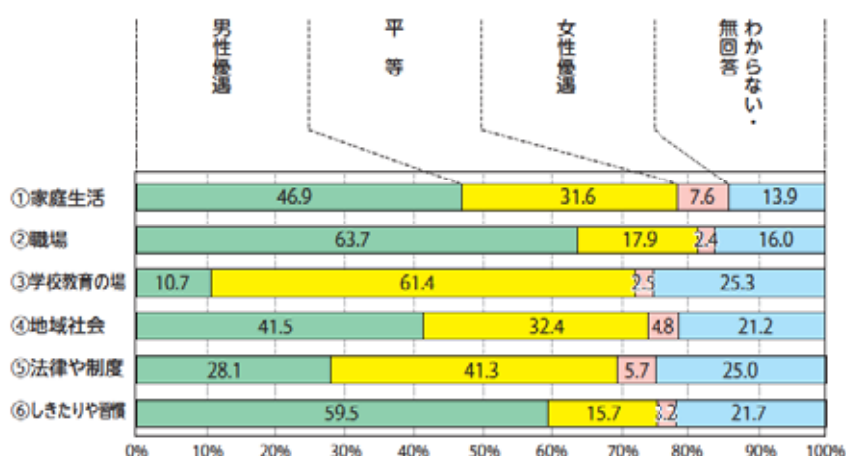
男女共同参画に関するあま市の現状 ～市民意識調査より～

「男は仕事、女は家庭」という考え方について



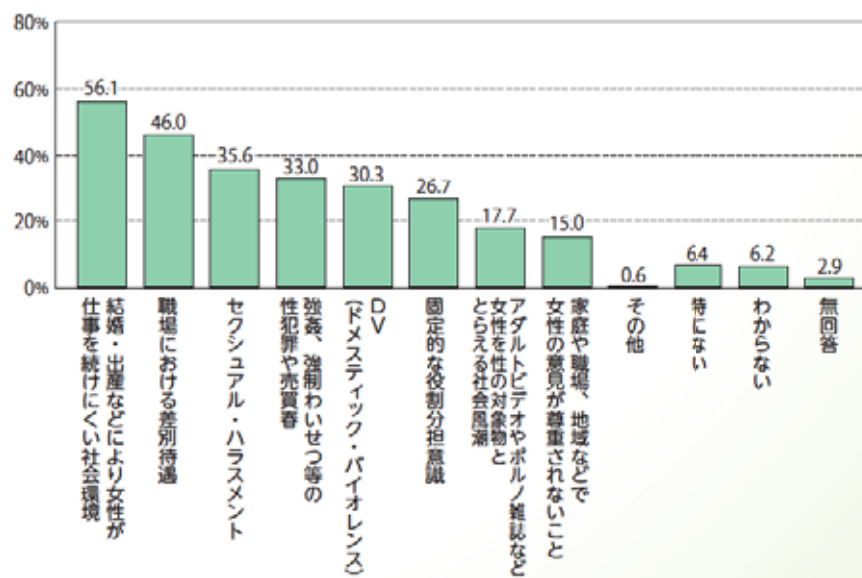
性別役割分担を固定する考え方について、半数近くの人が賛同しています。依然として男女で役割を分ける意識は残っており、男女共同参画社会実現のためには、このような意識にとらわれることのないよう意識啓発に取り組む必要があります。

男女の地位の平等意識について



家庭生活、職場、地域社会、しきたりや習慣において男性優遇と答えている人が多く、特に職場、しきたりや習慣などにおいて、男性優遇意識が高い傾向にあります。このような状況から、あらゆる分野において男女共同参画の理解を進める必要があります。

女性に関する人権上の問題について



女性に対する人権上の問題として 56.1%の人が「結婚・出産などにより女性が仕事を続けにくい社会環境」、46.0%の人が「職場における差別待遇」と答えていることから、男女の雇用機会の平等や公平な待遇など労働に関する法令や制度の周知を図る必要があります。また、女性に対する暴力も重大な人権侵害であり、男女共同参画の実現を図る上で、克服すべき重要な課題です。

個性を認め 思いやる心を持ち



基本目標 1

男女共同参画の 理解の促進

男女共同参画に関する積極的な情報提供や広報・啓発活動を推進し、家庭、地域、職場などあらゆる場において、男女平等意識の普及・啓発に努めます。

1 人権の尊重と男女共同参画の意識啓発

◆人権を尊重するための意識啓発と情報の提供 ほか

2 男性にとっての男女共同参画

◆男性の意識改革や生活自立のための実践講座の開催 ほか

3 子どもにとっての男女共同参画

◆子どものころからの男女共同参画の理解の促進 ほか



基本目標 2

男女平等意識を 育てる 教育・学習の充実

幼少期から発達段階に応じて、個人の尊厳、男女共同参画に関する教育を推進します。また、指導する立場である教職員等の意識の啓発に努めます。

1 家庭における教育・学習の充実

◆家庭における男女共同参画に関する学習機会の提供と理解の推進

2 教育の場における教育・学習の充実

◆教職員、保育者の人権意識を高めるための学習機会の充実 ほか

3 地域における教育・学習の充実

◆地域における男女共同参画に関する学習機会の提供と理解の推進



基本目標 3

あらゆる分野での 男女共同参画の 推進

政策や方針の立案・決定過程への場をはじめ、地域や職場など、さまざまな分野で女性が積極的に参画できる環境づくりを進めます。

1 政策決定過程への女性の参画の拡大

◆審議会等への男女共同参画の促進 ほか

2 地域における男女共同参画の拡大

◆男女共同参画の視点に立った地域活動団体への支援の充実

3 男女の雇用機会の平等と公平な待遇の実現

◆男女の雇用平等に向けた啓発、情報提供 ほか

4 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識づくり

◆ワーク・ライフ・バランスの普及啓発 ほか

5 子育て支援の充実

◆多様な保育サービスの充実 ほか

6 介護支援の充実

◆介護保険制度の周知とサービスの充実 ほか

男女がともに輝けるまち



基本目標 4

様々な困難を抱える人々への支援

男女共同参画の視点から様々な困難を抱える人が安心して暮らせるために必要な支援や環境の整備に努めます。

1 高齢者への支援

◆高齢者の社会参画促進 ほか

2 障がい者への支援

◆障がい者の人権に関する意識啓発 ほか

3 ひとり親家庭への支援

◆ひとり親家庭への支援

4 外国人への支援

◆外国人が安心して暮らせるための環境づくり ほか

5 相談業務の充実

◆相談体制の充実

基本目標 5

生涯を通じた健康支援

女性も男性も互いの身体的な特徴を理解し、生涯を通じて心身ともに健康に過ごせるよう、それぞれのライフステージに応じた健康の維持・増進対策の充実に努めます。

1 心とからだの健康づくりへの支援

◆健康増進事業の推進 ほか

2 妊娠から出産までの母子保健事業の充実

◆妊娠・出産等に関する健康支援 ほか

3 女性特有のがんに対する周知

◆女性の生涯にわたる健康づくりへの支援



基本目標 6

暴力の根絶のための基盤づくり

(あま市 DV 防止基本計画)

DV被害者等への適切な支援体制の確立に努めます。また、女性や子どもが犯罪の被害にあわないように、防犯対策を充実させます。

1 暴力の根絶に向けた意識啓発

◆暴力防止に関する啓発・情報提供の推進

2 犯罪防止に配慮した環境整備

◆地域における防犯対策の推進

3 被害者の実情に応じた切れ目のない支援体制の充実

◆相談・支援体制の充実と周知 ほか



☆ 計画の推進体制

(1) 庁内における計画推進体制の整備

「あま市人権施策推進本部」を中心に関係部局と連絡調整を図りながら整合性をもって各施策を効果的に取り組みます。

(2) 市(行政)、市民、事業者等との連携

市(行政)、市民、事業者等の役割を明確にし、男女共同参画社会の実現に向けて連携を図ります。

(3) 計画推進のための進行管理と評価

男女共同参画に対する市民意識調査を実施し、様々な取り組みに市民の意識を反映し、その浸透度や施策の効果を検証します。また、「あま市男女共同参画審議会」において計画の検討・見直しを行います。



あま市男女共同参画プラン(概要版)

発行 平成24年9月
編集 あま市 企画財政部人権推進課
〒490-1292 あま市木田戌亥18番地1
電話 052-444-1001(代表)
<http://www.city.ama.aichi.jp/>